

# あるじでえ

No. 15

世田谷区教育委員会 民家園係  
〒157-0067 世田谷区喜多見 5-27-14

◎ 次大夫堀公園民家園  
☎ 03 (3417) 8492

◎ 岡本公園民家園  
☎ 03 (3709) 6959

平成2年12月1日 発行  
平成8年7月 増刷  
平成13年5月 増刷

## 江戸時代の農村

### 【村落内の組織】

江戸時代、各農村にはその行政を担当するものとして村役人が置かれていました。村役人には三つの役職があったため「村方三役」とも呼ばれます。三役は関東では普通、名主・組頭・百姓代でしたが、年代・地方により名称や細かな職務内容は相違します。ここではまず、一般的な村役人についてみてみましょう。

#### 〈名主〉

関東では名主、関西では庄屋、東北では肝煎といわれる例が多く、たいていは村内の旧家や有力な百姓の家で世襲されていました。また江戸時代中期以降は、何軒かの家が一年交代（年番）や一代交代（一代勤め）で順番に務める場合や、本百姓の選挙で選ばれることも増えてきました。

名主の職務内容は年貢の取り立て・納入、道や橋・堤防などの修築の際の指示、戸籍や村の財政管理、触書の伝達、証文・関所通行手形などの署名、訴訟の仲裁、風俗の取締りなどでした。また村人の代表として、領主への訴願や他村との交渉にあたりたりもしました。上記のような職務は名主の自宅で行われ、ここは役宅と称されました。また村寄合の際や、領主からの役人を接待する場合にもたいてい名主宅が使われました。したがって一般農民の家より規模が大きく、門・式台・穀倉を備え、内部の造りにも書院・床・違棚をもつ座敷を設ける

など、多少の贅沢が許されていました。また名主は羽織り・雪駄の着用、さらに職務実績などに応じて苗字・帯刀を許されたりもしました。

#### 〈組頭〉

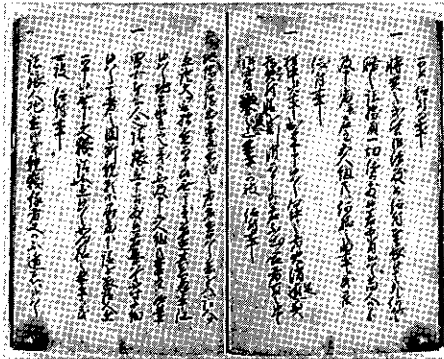
年寄とか五人組頭ともいわれました。名主の補佐役で、村の大小により2、3人～5、6人いました。村人による選挙や相談で決められましたが、たいていは名主に次ぐ上層の農民がなりました。上述の名主と組頭は、読み書き・そろばんに通じていました。

#### 〈百姓代〉

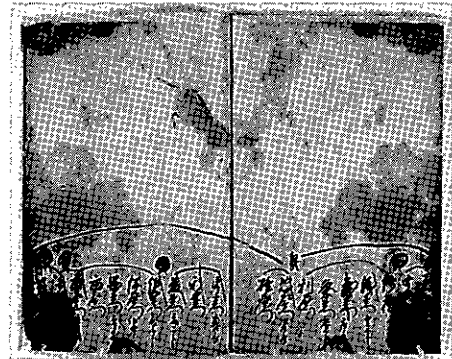
村目付・横目ともいわれました。百姓代は村役人の中でも名主・組頭とは別個の性格で、この二者を除いた村人全員の意志を代表するものでした。村に1～3人いて、年貢の出納の際などに立ち会い、名主・組頭の行為に不正がないよう監視したりしました。

#### 〈五人組〉

村内の集団組織としては「五人組」がありました。これは近隣ほぼ五軒を一組として組織され、年貢の納入や、キリシタン・犯罪の取締りなどにおいて連帯責任を負わされていました。また、村では毎年、五人組帳が作成され、一通は領主、もう一通は村役人の元に保管されました。この五人組帳は、領主からの法令や村人の心得が記されている「前書」部分と、五人組の面々が



「前書」部分



「請書」部分

これを守ることを誓約して連判した「請書」の部分からなっていました。村役人は、年に一回から数回、定期的に五人組帳の「前書」を村民に読み聞かせるよう命じられており、これによって村内の秩序の維持、法令の浸透・徹底化が図られていました。

### 【農民の生活】

#### 〈負担〉

農民に課せられていた年貢のうち、一番基本的なものは田畑・屋敷に対する「本途物成」でした。これは通常、田は米、畑・屋敷はお金や大豆・麦で納められました。また山林原野の用益や地域の物産(茶・漆など)に課された「小物成」、村の生産高に応じて課された「高掛物」、諸営業に課された「運上」・「冥加」などがありました。労役としては街道の宿駅に配置される「助郷役」などがありました。

#### 〈農民と村内集団〉

農民は大きく本百姓と水呑百姓とに分かれます。本百姓(=高持百姓・一軒前)は田畑・屋敷を持ち、それを家族の労働力で独立して経営していける農民でした。彼らには年貢・労役が課され、用水・入会地(共有地)などの利用が認められていました。一般に百姓とはこの本百姓をいうもので、寄合いで発言・議決権、また村役人の選挙権も持っていました。これに対し水呑百姓

(無高百姓)は自分の田畑・屋敷地を持たない農民で、年貢・諸役などの直接の負担はありませんでした。また用水・入会地の利用や、村政への参加は認められず、本百姓の農地を耕す小作や、大工・鍛冶などの職人仕事、駄賃馬、日雇などで生活していました。

さて村落内では、一軒の人手だけでは行えない田植や草取り・刈り入れ、屋根の葺替え、水路の掃除などの際に、数軒が組んで、交互に労働力を提供することが行われました。これはユイ(結)といわれ、五人組のように支配者側の制度ではなく、村人間の自然発生的なものでした。また「若者組」と呼ばれる、後の青年団のような組織もありました。これは地域によって様々ですが、大体15才位から結婚まで、もしくは30~40才位までの男子が加入し、村落内の治安・警察、洪水や出火の際の救助、祭礼の準備や運営、村の力仕事などを行うものでした。この他、「講」などの集団もあり、村人たちの生活はこのような村落内の諸関係に所属し、また規制されて成り立っていました。そして、失火、犯罪者、入会地の利用規定や村の掟などの違反者、共同作業の不参加者などは村八分とされ、たいていの場合、火事・葬式のとき以外は村人から絶交されました。

区文化財資料調査員 佐藤 みよ